

	北本市立学校の適正規模等に関する基本方針改訂版（案）に対する意見	市の考え方
1	<p>意見の趣旨 本改訂案に示された適正規模の確保や、具体的な運用方針の策定に賛同します。一方で、令和8年度時点で基準を下回る学校への対応については、「廃校ありきの計画改定」との誤解を招かないよう、極めて慎重かつ丁寧なプロセスを保障することを強く求めます。</p> <p>具体的な意見と提案</p> <p>1. 「令和8年度特例」の適用における「対話」の先行 改訂案の運用方針では、令和8年度時点で基準を下回る学校については直ちに検討に入る可能性が示唆されています。しかし、改定と同時に検討が開始されれば、住民には「早期廃校を目的とした計画変更」と受け止められ、激しい反発を招く恐れがあります。住民が「なぜ統合が必要か」を教育的観点から納得するプロセスを欠いては、円滑な適正化は不可能です。基準を下回っている学校であっても、直ちに「統合」の結論を出すのではなく、まずは「教育環境の現状と課題を共有する場」を一定期間設けることを指針に明記してください。</p> <p>2. 「5年ルール」の誠実な運用と周知 新設された「5年ルール」が、特定の学校を早期に廃校にするための「形式的な手続き」にならないかという懸念があります。計画の信憑性を保ち、市民との信頼関係を維持するためには、新ルールを全ての学校に対して公平に適用する姿勢を示すことが不可欠です。令和8年度時点で基準外の学校に対しても、一律に「即時検討」とするのではなく、改善の可能性（学区の見直し等）を模索する猶予期間を実質的に保障することを検討してください。</p> <p>3. 「学区見直し」の優先実施による不信感の払拭 統合のみを唯一の手段とせず、学区調整による「存続と平準化」の可能性を最大限に追求する姿勢を示すことが、住民感情への最大の配慮となります。「統合（廃校）」の議論を始める前に、隣接する比較的児童数が多い学校との「通学区域の見直し（学区再編）」を優先的な検討項目として位置づけてください。</p> <p>4. 跡地利用の検討における「教育優先」の徹底と丁寧な合意形成 跡地活用案の提示は、地域の不安解消に寄与する一方で、行政側の施設再編都合で学校が犠牲になったという不信感を招く恐れもあります。これを防ぐためには、まず「教育的意義」を丁寧に説明し、合意形成を図ることが最優先です。その上で、学校という形を変えてもなお、その場所が地域にとって不可欠な場所であり続けるためのポジティブな提案を、市長部局と連携して行うという「二段構えの丁寧な対話」が必要です。跡地</p>	<p>1. 令和8年度時点において基準を下回っている学校につきましては、改訂案において、「これまでの状況を考慮した上で、適正化の検討に入るかを検討します。」としています。これは、基準を下回っていたとしても、直ちに適正化の検討に入るのではなく、児童・生徒や保護者等の意見を伺う場を設けるなど、関係する方々の理解を得ながら進めていくことを示しています。</p> <p>2. 令和8年度時点によって基準を下回っている学校につきましては、「これまでの状況を考慮した上で、適正化の検討に入るかを検討します。」としており、学級数の回復の見込みの有無について十分踏まえることとしています。加えて、基準については、該当した場合は全ての学校に公平に適用することとなります。一方で、基準を下回り検討に入った場合においても、適正化にあたっては、保護者（地域）説明会、意見交換会を踏まえた上で、各学校毎に設置する学校規模等適正化検討協議会で検討する予定です。また、検討に入った場合については、北本市立小・中学校通学区区域審議会を開催し、通学区域の見直しも検討するよう記載し</p>

<p>利用の検討にあたっては、それが「他の公共施設維持のための手段」と誤解されないよう、「子どもの教育環境の最適化」が唯一かつ絶対の判断基準であることを改めて明確にしてください。その上で、学校施設の役割が変わる場合には、地域コミュニティの核を失わせないための「地域の未来図」をセットで検討し、住民と共有することを求めます。</p> <p>5. 改訂案の概要版の公開について</p> <p>今回のパブリックコメントの実施にあたっては、新たな基本方針（改訂版）の全文しか示されていません。現行方針（平成31年策定）から、具体的にどこが、どのような理由で変更されたのかを示す「新旧対照表」や「改訂のポイント概要版」が提供されておらず、一般市民が変更内容を正確に把握することは極めて困難な状況にあります。パブリックコメントの本来の意義は、市民の意見を聴く機会を作ったという「既成事実」を作ることではなく、内容を深く理解していただいた上で、多くの建設的な意見をいただくことです。今後のパブリックコメントの実施においては、意見を出しやすい資料の提供に努めてください。</p> <p>まとめ</p> <p>本改訂は、北本市の教育の未来を守るための苦渋の決断であると理解しています。だからこそ、「効率化のための廃校」ではなく「子どものための環境整備」であるという本質を、時間をかけて地域へ浸透させる必要があります。市教育委員会には、数字上の基準達成を急ぐあまり、地域の誇りや住民との信頼関係を損なうことのないよう、最大限に慎重な対応を要望いたします。</p>	<p>ております（P15）。</p> <p>3. 適正化の検討に入るものとした場合においても、適正化の方法については、保護者（地域）説明会、意見交換会を踏まえた上で、学校毎に設置する学校規模等適正化検討協議会で検討する予定です。北本市立小・中学校通学区域審議会も開催し、通学区域の見直しも検討することとしております（P15）。</p> <p>4. 今回の北本市立学校の適正規模等に関する基本方針の改訂は、少子化の進行や法改正等、児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化していることから、そうした変化に対応し、本市に適した学校教育を実現するために行うものであり、子供の教育環境の最適化を目指したものです。仮に統合となった場合の跡地利用については、市長部局と連携を図ってまいります。</p> <p>5. 御指摘いただきました内容につきましては、十分に踏まえ今後のパブリックコメント等意見をいただく際の対応に活かしてまいります。</p>
<p>2 児童・生徒数激減により適正規模を把握、定義づけすることも大切ですが、学校統廃合の検討には反対します。</p> <p>北本市らしい自然に目を向けた学校運営を行い、空き家を寮として利用し市外から児童・生徒を集める検討を具体的にしたいと思います。</p>	<p>今回の北本市立学校の適正規模等に関する基本方針の改訂は、少子化の進行や法改正等児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化していることから、そうした変化に対応し、本市に適した学校教育を実現する</p>

		<p>ために行うものです。なお、定住促進を図る事業については、市全体の取組として実施していくことが重要であると考えます。</p>
3	<p>基本方針では、VI 適正な学校規模等の分析 1 小規模校のメリット・デメリットでメリットとデメリットの両方を併記していたが、改訂版の方には、「クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない、運動会・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる等の学校運営上の課題が生じることが危惧されます。」とデメリット面のみ記されています。</p> <p>基本方針では、「学校行事や部活動において、児童生徒一人一人に活動の場があり、かつ、活動時間が十分に取れるなど、個別の活動の機会を設定しやすくなる。」とあり、また、「校外学習等、児童生徒の安全面の掌握がしやすく、団体行動がとりやすい。」とありました。</p> <p>改訂版には、デメリットを強調したものになっているが、メリット・デメリットの両方を併記する形で意見を聞くことが大切だと思いますが、その点はどうでしょうか。</p> <p>III 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針について ○ 適正な学校規模設定の理由の中で「北本市教育振興基本計画の基本目標II「豊かな心と健やかな体の育成」に掲げる目標の趣旨・取組として、他人を思いやる心や公共の精神を養成すること、児童生徒の健康の保持増進及び体力向上を図ること、そして交通安全や防災などの安全教育の推進を掲げ、こうした活動を各学校において展開していくこととなります。これらの取組を円滑に進め、その効果を存分に発揮させるためには、1 学年あたりの学級数が複数の学級で構成され、同じ学年のクラス間において協力し合い、刺激しあうことが望ましいと考えられるほか、複数の学級構成により、教員が多く配置することで、学校全体の「教育力の維持」につながることを期待できます。」とありましたが、基本方針の小規模校のメリットの中には「同じクラスで過ごすことで、児童生徒相互の人間関係が深まり、クラスとしての一体感が生まれやすくなる。」「校外学習等、児童生徒の安全面の掌握がしやすく、団体行動がとりやすい。」とも記述されています。</p> <p>小規模校のメリットを生かすことも必要なのではないのでしょうか。</p> <p>○運用方針では「なお、適正化の検討に入る場合には、対象校の保護者や地域との話し合いを十分に行いながら検討を進めるものとします。」とあります。</p> <p>鴻巣市では、ここ数年の間に3校が廃校になり、川里地域での</p>	<p>今回の北本市立学校の適正規模等に関する基本方針の改訂は、少子化の進行や法改正等児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化していることから、そうした変化に対応し、本市に適した学校教育を実現するために行うものです。</p> <p>小規模校や大規模校においてもメリットがありますが、本市に適した学校教育を実現するためには、適正な学校規模を維持していくことが必要と考えております。</p> <p>ご意見を踏まえ、改訂版巻末の参考資料に、現行の「北本市立適正規模等に関する基本方針」P.16・17に記載の「VI 適正な学校規模等の分析」(小規模校・大規模校のメリット・デメリット)を追加します。</p> <p>適正化の検討に入るものとした場合においては、適正化にあたっては、保護者(地域)説明会、意見交換会を踏まえた上で、学校毎に設置する学校規模等適正化検討協議会で検討する予定です。</p> <p>対象校の保護者や地域との話し合いを十分に行いながら、行政が一方的に進めるのではなく、児童・生徒や保護者、地域の方の十</p>

	<p>小学校3校と中学校1の義務教育学校の計画があります。しかし、鴻巣の場合は、保護者と地域と十分に話し合いをして、進められていない状況もあります。</p> <p>もし、適正化の検討に入る場合には、話し合いを十分にやり、将来に禍根が残らないよう慎重に進めてもらいたいと思います。</p>	<p>分な理解を得るなど、丁寧な協議を重ね、地域の実情に応じて円滑に進めていく必要があると考えます（P2）。</p>
4	<p>【北本市立学校の適正規模等に関する基本方針（平成31年2月）】（以下【基本方針】）では、【適正な学校規模等の分析】を章立てし、【小規模校のメリット・デメリット】と【大規模校のメリット・デメリット】について書かれていたが、今回の【北本市立学校の適正規模等に関する基本方針改訂版（案）】（以下【改訂版】）には、小規模校のメリットについて一切記されていない。これは学校統廃合を前提に論を進めるもので、極めて恣意的で大問題である。【改訂版】は、小規模校のデメリットを誇張していることも特徴的である。</p> <p>【I-2 基本方針改訂の背景】に、【学級数が少ないことにより、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない、運動会・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる等の学校運営上の課題が生じることが危惧されます。】とある。</p> <p>また、【III-1 適正な学校規模の考え方】でも、【北本市教育振興基本計画の基本目標II「豊かな心と健やかな体の育成」に掲げる目標の趣旨・取組として、他人を思いやる心や公共の精神を養成すること、児童生徒の健康の保持増進及び体力向上を図ること、そして交通安全や防災などの安全教育の推進を掲げ、こうした様々な教育活動を各学校において展開していくこととなります。これらの取組を円滑に進め、その効果を存分に発揮させるためには、1学年あたりの学級数が複数の学級で構成され、同じ学年のクラス間において、協力し合い、刺激し合うことが望ましいと考えられるほか、複数の学級構成により、教員が多く配置されることで、学校全体の「教育力の維持」につながることを期待できます。】とある。</p> <p>これら小規模校のデメリットを指摘しているが、科学的根拠があるのか甚だ疑問である。</p> <p>小規模校では、上記のような様々な教育活動を推進するために努力を重ねている。</p> <p>私は、全学年が単学級の中丸東小学校に勤務している。本校では、1年生から6年生の異学年児童で構成する小グループによる活動を充実させている。縦割り遊びやフェスティバル、やきいも集会、体力づくりの取り組み「遊具マスター」など、小規模校である本校の条件を生かした実践を重ねている。養護教諭や栄養士をゲストティーチャーに招いた授業づくりも積極的に行っている。小規模校であっても、その教育条件を</p>	<p>小規模校や大規模校においてもメリットがありますが、本市に適した学校教育を実現するためには、適正な学校規模を維持していくことが必要と考えております。</p> <p>ご意見を踏まえ、改訂版巻末の参考資料に、現行の「北本市立適正規模等に関する基本方針」P.16・17に記載の「VI 適正な学校規模等の分析」（小規模校・大規模校のメリット・デメリット）を追加します。</p> <p>なお、小規模校のデメリットについては、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月27日 文部科学省）」における「学級数が少ないことによる学校運営上の課題」等を参考にしています。</p> <p>また、小学校の適正規模については、すべての学年でクラス替えが行える規模が望ましいとの考えから、国の基準と合わせ、学級数の下限を12学級と改めるものです。</p> <p>学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律のとおりとしており（P13）、小学校</p>

<p>生かして教育効果が上がるように努力しているのだ。</p> <p>【改訂版】における上記の記述について、一教員として強い憤りを感じる。</p> <p>【改訂版】の問題点は、それだけではない。</p> <p>【基本方針】では、小学校の適正な学校規模を、国が標準とする【12学級以上18学級以下】ではなく、【9学級以上18学級以下】としていた。さらに学級編制についても触れており、</p> <p>【本市では、1学級あたりの人数を重視し、国・県が定める標準学級の人数を基本としつつも、人数の下限を設定することで、望ましいと考える集団規模の目安を表わすものです。】としている。</p> <p>しかし【改訂版】では、適正な学校規模を【12学級以上18学級以下】とされ、国が標準とする学級数の下限に合わせ3学級も引き上げられている。その上、学級編制については一切触れられていない。</p> <p>北本市でこれまで検討を重ねて作り上げた【基本方針】の独自性を反故にする改訂である。これらの改訂も、学校統廃合を前提に論を進める極めて恣意的な改悪だ。</p> <p>以上により、今回の【改訂版】は、学校統廃合を推進することを前提とした、極めて恣意的な方針であるため、抜本的な改善を望む。</p>	<p>については1学級あたり35人、中学校についても令和10年度までに35人となる予定です。</p>
<p>5 ①提案</p> <p>1)北本駅を境に西側の中学校は北本中学校に統一し、駅の東側は東側の中学校に通うようにしてほしい。</p> <p>2)将来的にそうなるならば、例えば西側で人数の減少が激しい石戸小に通う生徒が1学年あたり何人になったら西中が廃校になるかなど、目安を公表してほしい。</p> <p>3)学区が広いが児童数の少ない石戸小、西中の保護者の声を聞いてほしい。</p> <p>西中に対して不安を抱える石戸小保護者は多い。教員数の減少、行事や部活動運営の難しさなど。</p> <p>説明会やアンケートなどを実施してほしい。現在の石戸小の保護者全体に対してアンケートを実施し、西中への進学希望者の数を把握し、政策にいかしてほしい。</p> <p>②理由</p> <p>1)現在、石戸小に子どもを通わせている。クラスで生徒間トラブルが発生したり、いじめがあっても、約9年間クラス替えがなく、物理的距離をとることができない現状は、教育上の配慮ができないと危機感を持っている保護者は多い。現状、石戸小3学年以下は1クラスしかなく、6年間クラス替えがない。西中に進学すれば合流する学校もないため9年間クラス替えがない。石戸小の現3年生以下は1クラスしかないため、教員の数</p>	<p>①</p> <p>1) 今回の北本市立学校の適正規模等に関する基本方針改訂版については、平成31年2月に策定した基本方針から6年以上が経過し、少子化の進行や学級編制等に関する法律の改正が行われるなど、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化していることに対応するために、改訂するものです。</p> <p>個別の学校については、基準を下回ってから5年かつ回復の見込みがない場合には、適正化の検討に入るものとしますが、適正化にあたっては、保護者（地域）説明会、意見交換会を踏まえた上で、学校毎に設</p>

も少なく、学校組織として柔軟な対応がとりずらくなっている。小学校の児童は成長スピードが様々であり家庭の価値観も多用だ。クラスで問題行動を起こす児童がいるが学年というチームでも対応できないので、事後に諭すことしかできていない。クラス替えもできないので物理的な距離を9年間とれず、児童も保護者も教員も疲弊しているのが現状だ。一方で、南小のように児童数が増えている学校もあり、同じ市内でもアンバランスである。北本市としては、石戸小や西中は網羅する地域が広いために廃校、統合には消極的なのもかもしれない。しかし、1学年1クラス9年間クラス替えなしという教育的配慮を受けられず苦しんでいる児童や保護者がいることを知ってほしい。小学校の統廃合は難しくとも中学校ではクラス替えを実施できる環境を整えてほしい。不安に思っている石戸小保護者や北中進学を望む石戸小保護者は多いので、石戸小や西中がおいてけぼりになってしまっているような現状を変えてほしい。中学受験の判断材料にもなるので説明会などを実施してほしい。不安を解消してほしい。

2) 西中学校の行事や部活動について 石戸小の人数減少に伴い、西中でも将来的に1クラス30名×3学年で全校生徒100人に満たなくなることは避けられない。教員の数も余裕をもって確保され大胆な時間割を組んだ探究活動など特色ある学習プログラムが開発されれば、少人数であることが学校の強みになるかもしれない。しかし、現実には生徒数に合わせて教員数が減り、行事や部活動も運営が難しくなることが予想される。そこで、北中との合流を進めてほしいと考える保護者は多い。南小の人数が増え北中に受け入れるキャパがないのもかもしれないが、西中が1学年30人にみたくないのであれば、北中の学区を北本駅西側に限定すれば、なんとかなるのではないかと。

せめて、部活動は北中と合同にするなどの配慮がほしい。

3) 石戸小、西中進学者は今後も減少していく 北本市の西側地区については、地域によって子どもの数の偏りが激しい。また、今後もその格差は拡大していくことが予想される。子育て世代が北本市に家を建てる時には、小学校や中学校の教育内容の充実度を強く意識するからだ。教員数も多く行事も盛んな南小や西小エリアが人気である。また、特に石戸小地区は市街化調整地域もあり家を建てるのに難しい。以上の理由などから、今後も石戸小、西中進学者が増加する可能性は低い。

③最後に 今回、このようなパブリックコメントを募集していただき、感謝しています。拙い文章で申し訳ないのですが、北本市民として、小学校に子どもを通わせる保護者として、市政に声が届けばと期待しています。

石戸小や西中の児童数減少を不安に思う保護者は多いので、声

置する学校規模等適正化検討協議会で検討する予定です。

2) 北本市における適正な学校規模として、小学校については12学級以上18学級以下、中学校については9学級以上18学級以下(但し、6学級以上も許容範囲とする)としております。なお、学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律のとおりとしており(P13)、小学校については1学級あたり35人、中学校についても令和10年度までに35人となる予定です。

3) 個別の学校については、基準を下回ってから5年かつ回復の見込みがない場合には、適正化の検討に入るものとしますが、適正化にあたっては、保護者(地域)説明会、意見交換会を踏まえた上で、学校毎に設置する学校規模等適正化検討協議会で検討する予定です。

児童・生徒や保護者、地域の方の十分な理解を得るなど、丁寧な協議を重ね、地域の実情に応じて円滑に進めていく必要があると考えます(P2)。なお、部活動に関しましては現在、拠点校部活動や、部活動の地域移行等、様々な取組を検討しております。

	を拾っていただけたらと思います。	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の学校について児童生徒減少による統合はやむを得ないとはいえ、閉校となる校区地域衰退が心配である ・隣接する鴻巣市や川島町ではスクールバスでの送迎をしている小学校があるが、バス運転手不足が深刻化している時代に、もし通学バス導入となる場合確保できるのかが疑問である ・義務教育学校化あるいは、近隣自治体の児童生徒も受け入れ可能な学びの多様化学校を設置・誘致できないか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の北本市立学校の適正規模等に関する基本方針改訂版については、平成31年2月に策定した基本方針から6年以上が経過し、少子化の進行や学級編制等に関する法律の改正が行われるなど、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化していることに対応するために、改訂するものです。産業振興に関する取組みや定住促進を図る取組等について、市全体の取組として実施していくことが重要と考えます。 ・通学距離に関しては、小学校においておおむね3km以内、中学校においてはおおむね6km以内となるよう配慮しながら適正化の検討に当たることが望ましいと考えております。この距離を大幅に上回る等において、スクールバス運行が必要と判断した場合においては、適切に対応してまいります。学校規模の適正化にあたっては、子供の教育環境の最適化を目指し取り組んでまいります。
7	<p>①小学校で児童が増えている南小は、学区の見直し含めて他の小学校と児童数を平準化するのが良いと考えます。</p> <p>②学校規模適正化の検討で、小学校3km以内、中学校は自転車も加味して6km以内とありますが、3km→2km、6km→4kmくらいの距離で学区見直しがあってもよいのでは。3km・6kmは遠すぎると感じてしまいます。</p>	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第四条第二項において、「通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。」

		<p>とされていますが、本市においては通学実態や本市の地事情などの各種条件にも留意し、小学校がおおむね3 km以内、中学校がおおむね6 km以内としております。</p> <p>今後、通学距離の見直しが必要な場合には、適切に対応してまいります。</p>
--	--	---